

## 訂正のご案内

この度は、LEC公認会計士講座をご利用頂き、誠に有難うございます。

2025年 論文グレードアップ講座(EA/B25216)租税法の下記教材に訂正事項がございましたので、お知らせ致します。

教材作成上の訂正事項が生じましたことを、心よりお詫び申し上げます。今後改善に努めてまいりますので、受講生の皆様におかれましては、ご了承の程、何卒よろしくお願ひ申し上げます。今回追加した訂正箇所は\_\_\_\_\_になります。

- ・上級フォ-サト 租税法 テキスト【法人税法・基礎1】(EL25011)
- ・上級フォ-サト 租税法 テキスト【法人税法・基礎2】(EL25012)
- ・上級フォ-サト 租税法 テキスト【法人税法・応用編】(EL25013)
- ・上級フォ-サト 租税法 テキスト【所得税法】(EL25014)
- ・上級フォ-サト 租税法 テキスト【消費税法】(EL25015)
- ・上級フォ-サト 租税法 テキスト【理論編】(EL25016)
- ・基本問題集 租税法 法人税法・応用編 (EL25019)
- ・租税法 過去問題集 (EL25021)
- ・租税法 法人税・基礎1 過去問チャレンジ (EM25011)
- ・租税法 法人税・基礎2 過去問チャレンジ (EM25012)
- ・租税法 所得税 過去問チャレンジ (EM25014)
- ・租税法 消費税 過去問チャレンジ (EM25015)
- ・租税法 理解度チェック・過去問チャレンジ 理論編 (EL25030)

### 上級フォ-サト 租税法 テキスト【法人税法・基礎1】(EL25011)

P3-20 設例 [資料] (注2)

【誤】E社株式(上場)は、令和5年12月10日に全株を取得したものである。

【正】E社株式(上場)は、令和6年12月10日に全株を取得したものである。

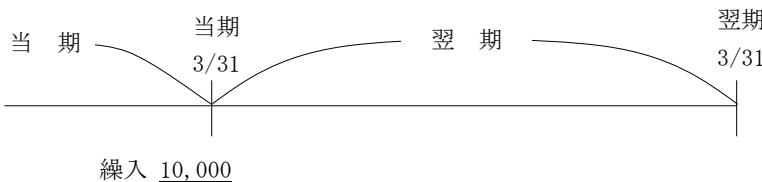
P5-9 設例 [資料] (1)申告書提出時において損金経理した場合

【誤】(法人税等) 2,000,000円 (未払法人税等) 2,000,000円

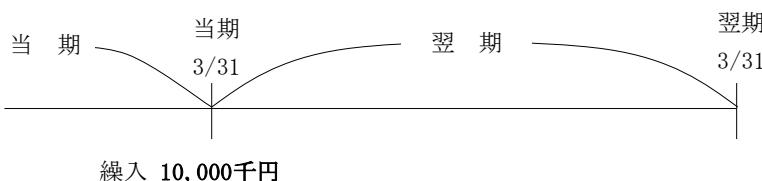
【正】(法人税等) 2,000,000円 (現金預金) 2,000,000円

P5-15 設例 解説

【誤】



【正】



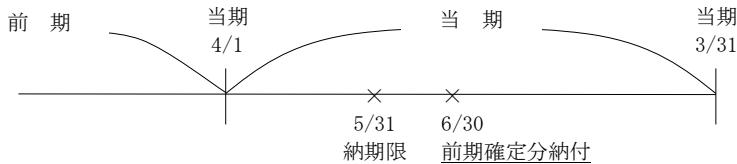
P5-23 設例 [資料] (2) 1 行目

【誤】当期の6月30日に、

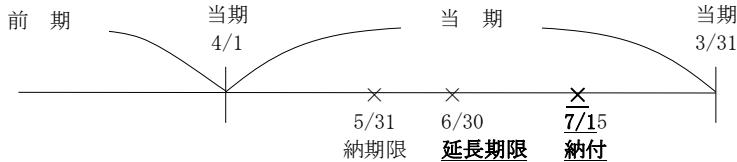
【正】当期の7月15日に、

### P5-23 設例 解説

## 【誤】



【正】



P9-36 9(2)① 図表の下

【誤】(例) 鉄筋コンクリートの店舗と事務所

【正】(例) 建物(鉄筋コンクリート・店舗用)と建物(木造・店舗用)

上級フォ-サ-ト 稟税法 テキスト [法人税法・基礎2] (EL25012)

P17-17 設例 [資料] 第5期 仕訳

【誤】(現金預金) 12,600,000円 (借入金) 10,600,000円  
(為替予約) 2,000,000円

【正】(現金預金) 12,600,000円 (借入金) 10,600,000円  
(為替差益) 2,000,000円

### P22-2 (3) 申告調整

## 【誤】

申告	(譲渡損益調整勘定繰入) 2,000	(譲渡損益調整勘定) 2,000
調整	「 <u>譲渡損益調整勘定繰入</u> 」(減・留)	

【正】

申告	(譲渡損益調整勘定繰入) 2,000	(譲渡損益調整勘定) 2,000
調整	「 <u>譲渡損益調整勘定繰入</u> 」(減・留)	

### P22-7 設例 [資料] (2)

【誤】帳簿価額10,000,000円の有価証券（売買有価証券に該当しない。）

【正】帳簿価額10,000,000円の有価証券（売買目的有価証券に該当しない。）

P22-26 (4) ①口受取法人

【誤】(申告調整) 「適格現物分配益金不算入額 (減・社※)」

【正】(申告調整) 「適格現物分配益金不算入額 (減・※)」

P24-13 設例 [資料] (2)

【誤】上記①の交付の目的に適合した機械装置を

【正】上記①の交付の目的に適合した機械装置を

P30-30 まとめ (解答) ⑥

【誤】実質的に債権とみられない金額

【正】実質的に債権とみられない部分の金額

### 上級フォーサイト 稽核法 テキスト [法人税法・応用編] (EL25013)

P33-2 設例 1(1)①原則 1行目

【誤】収益の認識 (計上単位・計上時期及び計上額など)

【正】収益の認識 (計上単位・計上時期及び計上額等)

P41-12 具体例 (2)仕訳

【誤】

税務	(借方)	減価償却費	3,000	(借方)	機械装置	<u>1,000</u>
申告調整	(借方)	減価償却超過額認容	2,000	(借方)	機械装置	<u>3,000</u>
		(別四 減・留)			(別五 +の減)	

【正】

税務	(借方)	減価償却費	3,000	(借方)	機械装置	<u>3,000</u>
申告調整	(借方)	減価償却超過額認容	2,000	(借方)	機械装置	<u>2,000</u>
		(別四 減・留)			(別五 +の減)	

P41-13 具体例 (4)仕訳

【誤】

申告調整	(借方)	<u>前期仮払交際費否認</u>	<u>3,000</u>	(借方)	<u>仮払金</u>	<u>3,000</u>
		(別四 加・留)			(別五 △の減)	

【正】

申告調整	(借方)	<u>仮払金</u>	<u>3,000</u>	(借方)	<u>前期仮払交際費否認</u>	<u>3,000</u>
		(別五 △の減)			(別四 加・留)	

P41-26 まとめ 解答④

【誤】同族会社の留保金額

【正】留保金額

P45-27 設例 [資料] 〈定額法償却率〉

【誤】

	4年	5年	6年	7年
定額法	<u>0.200</u>	<u>0.166</u>	0.167	0.143

【正】

	4年	5年	6年	7年
定額法	<u>0.250</u>	<u>0.200</u>	0.167	0.143

P46-11 図解 表題

【誤】加試験研究費割合と控除率（一般型）

【正】増減試験研究費割合と控除率（一般型）

P46-11 図解 図表下部

【誤】（増加試験研究費割合）

【正】（増減試験研究費割合）

P46-13 図表下部

【誤】（増加試験研究費割合）

【正】（増減試験研究費割合）

P46-21 図解 表題

【誤】増加試験研究費割合と控除率（中小企業技術基盤強化税制）増

【正】増減試験研究費割合と控除率（中小企業技術基盤強化税制）

P46-21 図解 図表下部

【誤】（増加試験研究費割合）

【正】（増減試験研究費割合）

P50-33 図解(2) 下段

【誤】

被現物分配 法人	[利益剰余金の配当]		
	（資産）	簿価	（課税外収入） ××
[利益剰余金の配当]			
	（資産）	簿価	（現物分配法人株式） ××
			（課税外収入） ××
			（資本金等の額） ××

【正】

被現物分配 法人	[利益剰余金の配当]		
	（資産）	簿価	（課税外収入） ××
[みなし配当事由]			
	（資産）	簿価	（現物分配法人株式） ××
			（課税外収入） ××
			（資本金等の額） ××

【誤】

被現物分配 法人	[金銭交付あり]			
	(子法人株式)	時価	(現物分配法人株式)	<u>××</u>
	(金 銭 )	××	(みなし配当)	××
			(譲渡損益)	<u>××</u>
	[金銭交付なし]			
	(子法人株式)	<u>※</u>	(現物分配法人株式)	<u>××</u>
			(みなし配当)	××
	<u>※ 旧株簿価+みなし配当</u>			

【正】

被現物分配 法人	[金銭交付あり]			
	(子法人株式)	時価	(現物分配法人株式)	<u>※</u>
	(金 銭 )	××	(みなし配当)	××
			(譲渡損益)	<u>差額</u>
	<u>※ 簿価×分配割合</u>			
	[金銭交付なし]			
	(子法人株式)	<u>※1</u>	(現物分配法人株式)	<u>※2</u>
			(みなし配当)	××
	<u>※1 貸方合計</u>			
	<u>※2 簿価×分配割合</u>			

【誤】

現物分配 法人	(資本金等の額)	<u>※</u>	(子法人株式)	<u>××</u>
	<u>※ 資本金等の額×分配割合</u>			
被現物分配 法人	(子法人株式)	<u>※</u>	(現物分配法人株式)	<u>××</u>
	<u>※ 資本金等の額×分配割合</u>			

【正】

現物分配 法人	(資本金等の額)	<u>※</u>	(子法人株式)	<u>簿価</u>
	<u>※ 貸方金額</u>			
被現物分配 法人	(子法人株式)	<u>※1</u>	(現物分配法人株式)	<u>※2</u>
	<u>※1 貸方金額</u>			
	<u>※2 簿価×分配割合</u>			

## 【誤】

## ① 現物分配法人

現物（子法人株式）を株主に簿価により移転し、分配割合に応ずる純資産（資本金等の額）を減少させる

資本金等の額（減少額） = 資本金等の額×分配割合	子法人株式の譲渡原価 = 帳簿価額
------------------------------	----------------------

※ 移転資産等を簿価により譲渡したものとする（課税の繰延べ）

## ※ 分配割合

$$\frac{\text{現物分配法人における完全子法人株式の帳簿価額}}{\text{分割の前事業年度末の純資産額}} \quad (\text{小数点3位未満切上げ})$$

## ② 被現物分配法人

現物分配法人の帳簿価額のうち分配割合に応ずる部分を減額し、子法人株式の取得価額に付け替える。

子法人株式 (貸借差額)	現物分配法人株式 = 帳簿価額×分配割合
-----------------	-------------------------

※ 分配割合

## ①と同じ

## 【正】

## ① 現物分配法人

現物（子法人株式）を株主に簿価により移転し、分配割合に応ずる純資産（資本金等の額）を減少させる

資本金等の額（減少額） <u>（貸借差額）</u>	子法人株式の譲渡原価 = 帳簿価額
------------------------------	----------------------

※ 移転資産等を簿価により譲渡したものとする（課税の繰延べ）

## ② 被現物分配法人

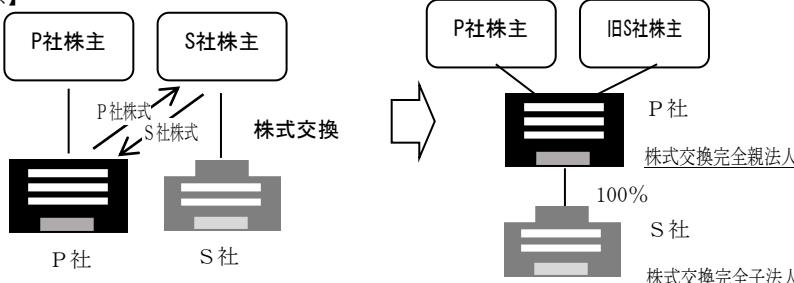
現物分配法人の帳簿価額のうち分配割合に応ずる部分を減額し、子法人株式の取得価額に付け替える。

子法人株式 (貸借差額)	現物分配法人株式 = 帳簿価額×分配割合
-----------------	-------------------------

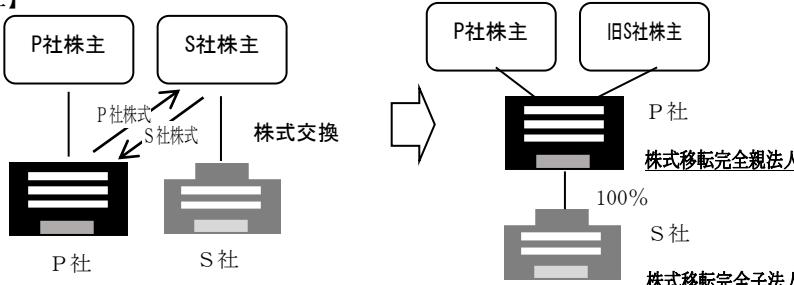
※ 分配割合

$$\frac{\text{現物分配法人における完全子法人株式の帳簿価額}}{\text{分割の前事業年度末の純資産額}} \quad (\text{小数点3位未満切上げ})$$

## 【誤】



## 【正】



## 上級フォーサイト 稟税法 テキスト【所得税法】(EL25014)

P1-8 表 源泉分離課税 内容

【誤】

▼ 金融資産の利子 (利子取得)
配当 (配当所得) 他

【正】

▼ 金融資産の利子 (利子所得)
配当 (配当所得) 他

P2-8-40 設例

【誤】次の **問1**～**問2** における

【正】次の **問1**～**問4** における

P2-9-18 図解 令和6年以後の投資分 (新NISA)

【誤】

	成長投資枠	つみたて投資枠
年間の投資上限額	120万円	240万円
非課税保有期間	制限なし	制限なし
非課税保有限度額 (総枠)	1,800万円 (簿価残高管理方式)	1,200万円 (内数)
口座開設可能期間	制限なし	制限なし
投資対象商品	積立・分散投資に適した 一定の公募等株式投資信託	上場株式・ 公募等株式投資信託等
投資方法	契約に基づき定期かつ 継続的な方法で投資	制限なし

【正】

	つみたて投資枠	成長投資枠
年間の投資上限額	120万円	240万円
非課税保有期間	制限なし	制限なし
非課税保有限度額 (総枠)	1,800万円 (簿価残高管理方式)	1,200万円 (内数)
口座開設可能期間	制限なし	制限なし
投資対象商品	積立・分散投資に適した 一定の公募等株式投資信託	上場株式・ 公募等株式投資信託等
投資方法	契約に基づき定期かつ 継続的な方法で投資	制限なし

【誤】

	R1	R2	R3	R4	<u>R4</u>
配偶者控除 (理論)	—	—	—	—	—
配偶者控除 (計算)	—	—	—	—	—

【正】

	R1	R2	R3	R4	<u>R5</u>
配偶者控除 (理論)	—	—	—	—	—
配偶者控除 (計算)	—	—	—	—	—

上級フォーサイト 租税法 テキスト【消費税法】(EL25015)

【誤】

総売上高	内訳は次のとおりである（非課税取引に係るものは含まれていない。）。
	① 国内の事業者に対する売上高
	② 国外の事業者に対する輸出売上高
	③ 国外支店における売上高
	④ 当社の役員Aに対する商品の売上高 (仕入価額630,000円、販売価額1,080,000円)
	⑤ 取引先の役員Bに対する商品の売上高 (仕入価額630,000円、販売価額1,080,000円)

【正】

総売上高	内訳は次のとおりである（非課税取引に係るものは含まれていない。）。
	① 国内の事業者に対する売上高 <u>99,094,000円</u>
	② 国外の事業者に対する輸出売上高 <u>78,845,000円</u>
	③ 国外支店における売上高 <u>19,971,000円</u>
	④ 当社の役員Aに対する商品の売上高 <u>585,000円</u> (仕入価額630,000円、販売価額1,080,000円)
	⑤ 取引先の役員Bに対する商品の売上高 <u>585,000円</u> (仕入価額630,000円、販売価額1,080,000円)

【誤】当課税期間における課仕入税額控除における【正】当課税期間における仕入税額控除における【誤】当課税期間における課仕入税額控除における【正】当課税期間における仕入税額控除における

【誤】当課税期間における課仕入税額控除における【正】当課税期間における仕入税額控除における

【誤】

$$\begin{array}{r} \underline{500,000,000} \\ \hline \underline{1,000,000,000} \end{array}$$

【正】

$$\begin{array}{r} \underline{454,545,454} \\ \hline \underline{954,545,454} \end{array}$$

【誤】(1) 7.8%課税取引

(1) 7.8%課税壳上高  $482,400,000\text{円} + 17,600,000\text{円} = \underline{500,000,000\text{円}}$

(2) ①に係る税抜き対価の返還等の額

$$(17,600,000\text{円} + 9,900,000\text{円} + 5,500,000\text{円}) \times \frac{100}{110} = 30,000,000\text{円}$$

(3) ①-②= $\underline{470,000,000\text{円}}$

(2) 輸出免税取引  $30,000,000\text{円}$

(3) 非課税取引  $500,000,000\text{円}$

(4) 課税壳上割合

$$\frac{(1)+(2)}{(1)+(2)+(3)} = \frac{500,000,000\text{円}}{1,000,000,000\text{円}} = 0.5 < 95\% \quad \therefore \text{按分計算必要}$$

【正】(1) 7.8%課税取引

(1) 7.8%課税壳上高  $\underline{(482,400,000\text{円} + 17,600,000\text{円})} \times \frac{100}{110} = \underline{454,545,454\text{円}}$

(2) ①に係る税抜き対価の返還等の額

$$(17,600,000\text{円} + 9,900,000\text{円} + 5,500,000\text{円}) \times \frac{100}{110} = 30,000,000\text{円}$$

(3) ①-②= $\underline{424,545,454\text{円}}$

(2) 輸出免税取引  $30,000,000\text{円}$

(3) 非課税取引  $500,000,000\text{円}$

(4) 課税壳上割合

$$\frac{(1)+(2)}{(1)+(2)+(3)} = \frac{454,545,454\text{円}}{954,545,454\text{円}} = 0.476\cdots < 95\% \quad \therefore \text{按分計算必要}$$

【誤】 ② 控除対象仕入税額

イ 個別対応方式

$$\textcircled{1} \text{イ} \times \frac{7.8}{110} + \textcircled{1} \text{ハ} \times \frac{7.8}{110} \times 0.5 = 27,300,000 \text{円}$$

ロ 一括比例配分方式

$$\textcircled{1} \text{ニ} \times \frac{7.8}{110} \times 0.5 = 16,001,700 \text{円}$$

ハ イ>ロ  $\therefore 27,300,000 \text{円}$ 

(2) 売上げに係る対価の返還等に係る消費税額

$$(17,600,000 \text{円} + 9,900,000 \text{円} + 5,500,000 \text{円}) \times \frac{7.8}{110} = 2,340,000 \text{円}$$

(3) 控除税額計 (1)+(2)=29,640,000円

【正】 ② 控除対象仕入税額

イ 個別対応方式

$$\textcircled{1} \text{イ} \times \frac{7.8}{110} + \textcircled{1} \text{ハ} \times \frac{7.8}{110} \times \frac{454,545,454 \text{円}}{954,545,454 \text{円}} = 27,114,285 \text{円}$$

ロ 一括比例配分方式

$$\textcircled{1} \text{ニ} \times \frac{7.8}{110} \times \frac{454,545,454 \text{円}}{954,545,454 \text{円}} = 15,239,714 \text{円}$$

ハ イ>ロ  $\therefore 27,114,285 \text{円}$ 

(2) 売上げに係る対価の返還等に係る消費税額

$$(17,600,000 \text{円} + 9,900,000 \text{円} + 5,500,000 \text{円}) \times \frac{7.8}{110} = 2,340,000 \text{円}$$

(3) 控除税額計 (1)+(2)=29,454,285円

【誤】

貸倒損失	550,000円	国内の取引先の財産の状況、支払能力から見て、次の債権の全額が回収できないことが明らかとなつたため、貸倒損失として処理したものである。 ・売掛債権 550,000円 ・資金援助のために貸付けた金額 11,000,000円
------	----------	---

【正】

貸倒損失	11,550,000円	国内の取引先の財産の状況、支払能力から見て、次の債権の全額が回収できないことが明らかとなつたため、貸倒損失として処理したものである。 ・売掛債権 550,000円 ・資金援助のために貸付けた金額 11,000,000円
------	-------------	---

【誤】

課税標準額 $\times 7.8\%$ + 過年度償却済債権取立益 $\times \frac{7.8}{108}$ (控除過大調整税額の箇所にて調整)
--

【正】

課税標準額 $\times 7.8\%$ + 過年度償却済債権取立益 $\times \frac{7.8}{110}$ (控除過大調整税額の箇所にて調整)
--

## 【誤】(登録国外事業者制度)

国外事業者から消費者向け電気通信利用役務の提供を受けた国内事業者は、当該役務の提供に係る仕入税額控除が制限されるが、国税庁長官の登録を受けた登録国外事業者から受ける消費者向け電気通信利用役務の提供については、その仕入税額控除を行ふことができる。

## 【正】(削除)

上級フォ-サイト 租税法 テキスト [理論編] (EL25016)

【誤】損金不算入の前期中間分に係る附帯税等 → 26⑤ 益金不算入 (※)

【正】損金不算入の前期中間分に係る附帯税等 → 26①二 益金不算入 (※)

基本問題集 租税法 法人税法・応用編 (EL25019)

## 【誤】控除割増率試

## 【正】控除割増率

租税法 過去問題集 (EL25021)

## 【誤】

②	差引確定法人税額	35,769,300
---	----------	------------

## 【正】

②	差引確定法人税額	36,381,900
---	----------	------------

## 【誤】

② 差引確定法人税額 イ ①-控除所得税額 <u>929,110</u> = <u>53,383,714</u> → <u>53,383,700</u> (百円未満切捨て) ロ イ-中間申告分の法人税 <u>17,614,400</u> = <u>35,769,300</u>	A	35,769,300
---	---	------------

## 【正】

② 差引確定法人税額 イ ①-控除所得税額 <u>316,510</u> = <u>53,996,314</u> → <u>53,996,300</u> (百円未満切捨て) ロ イ-中間申告分の法人税 <u>17,614,400</u> = <u>36,381,900</u>	A	36,381,900
---	---	------------

【誤】C社は、令和7年4月5日に、

【正】C社は、令和6年4月5日に、

## 租税法 法人税・基礎1 過去問チャレンジ (EM25011)

P1-5 解説 別表五 (一) 利益積立金額の計算

【誤】

	①期首	②減	③増	④翌期首
賞与引当金	150,000,000	150,000,000	160,000,000	160,000,000

BS ▲160,000,000

【正】

	①期首	②減	③増	④翌期首
賞与引当金	150,000,000	150,000,000	155,000,000	155,000,000

BS ▲155,000,000

## 租税法 法人税・基礎2 過去問チャレンジ (EM25012)

P23-2 【資料】1. (3)

【誤】当社の当期末における資本金の額及び資本準備金の額は、300,000,000円である。

【正】当社の当期末における資本金の額は、300,000,000円である。

## 租税法 所得税 過去問チャレンジ (EM25014)

第5章・第6章 表紙 出題実績

【誤】

	R1	R2	R3	R4	R5
課税所得金額 (理論)	—	—	—	—	—
(計算)	●	—	—	—	—
納付税額 (理論)	—	—	—	—	—
(計算)	●	●	●	—	—

【正】

	R1	R2	R3	R4	R5
課税所得金額 (理論)	—	—	—	—	—
(計算)	●	—	—	—	(●)
納付税額 (理論)	—	—	—	—	—
(計算)	●	●	●	—	—

P5・6共-6 分離課税の譲渡所得に対する税率表

【誤】

所得の種類	税率
土地建物の譲渡に係る長期譲渡所得	100分の15
土地建物の譲渡に係る短期譲渡所得	100分の30

【正】

所得の種類	税率
一般株式等に係る譲渡所得	100分の15
上場株式等に係る譲渡所得	100分の15

## 租税法 消費税 過去問チャレンジ (EM25015)

P5-8 〔資料〕 1. (6) 2行目

【誤】附則第38条第1項及び第42条の規定を適用すること。

【正】附則第42条の規定を適用すること。

P5-8, 9 〔資料〕 1. (6) (参考)

【誤】(国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供に係る税額控除に関する経過措置)

第38条第1項 (抄)

事業者が、国内において行った課税仕入れのうち国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供に係るものについては、当分の間、仕入税額控除の規定は適用しない。ただし、その国外事業者のうち登録国外事業者に該当する者から受けた電気通信利用役務の提供については、この限りでない。

【正】(削除)

P5-10 〔資料〕 3行目

【誤】

広告宣伝費	11,000,000円	全て商品販売のための広告宣伝の費用であり、次のものを含んでいる。 ・国外事業者が行う事業者向け電気通信利用役務の提供の対価1,100,000円 ・ <u>国外事業者が行う事業者向け電気通信利用役務の提供以外の電気通信利用役務の提供の対価</u> 924,000円。なお、役務を提供している事業者は、 <u>所得税法等の一部を改正する法律</u> （平成27年法律第9号）附則第38条第1項の登録国外事業者である。上記以外の金額は、全て課税仕入れである。
-------	-------------	--

【正】

広告宣伝費	11,000,000円	全て商品販売のための広告宣伝の費用であり、次のものを含んでいる。 ・国外事業者が行う事業者向け電気通信利用役務の提供の対価1,100,000円 ・ <u>上記以外の金額は、全て課税仕入れ</u> である。
-------	-------------	--

(5) の下に下記の記述を追加。

(6) 解答に当たり、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第52条第1項の規定を適用すること。

（参考） 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則

事業者（新消費税法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。以下この条及び次条において同じ。）が、5年施行日から5年施行日以後3年を経過する日（同条第1項において「適用期限」という。）までの間に国内において行った課税仕入れ（新消費税法第30条第1項の規定の適用を受けるものを除く。次条第1項において同じ。）のうち、5年改正規定による改正前の消費税法（以下この条及び次条において「旧消費税法」という。）第30条の規定がなお効力を有するものとしたならば同条第1項の規定の適用を受けるものについては、同条第9項に規定する請求書等又は当該請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号）第2条第3号に規定する電磁的記録をいう。次項並びに次条第1項及び第2項において同じ。）を新消費税法第30条第9項に規定する請求書等とみなし、かつ、当該課税仕入れに係る支払対価の額（同条第8項第1号ニに規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。次条第1項及び附則第53条の2において同じ。）に110分の7.8（当該課税仕入れが他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等（新消費税法第2条第1項第9号の2に規定する軽減対象課税資産の譲渡等をいい、消費税法第7条第1項、第5条の規定による改正後の同法第8条第1項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。第3項及び次条第1項において同じ。）に係るものである場合には、108分の6.24）を乗じて算出した金額に100分の80を乗じて算出した金額を新消費税法第30条第1項に規定する課税仕入れに係る消費税額とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第8項第1号ハ中「である旨」とあるのは、「である旨）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第52条第1項の規定の適用を受ける課税仕入れである旨」とする。

P5-26 解答[問]3. 課税仕入れに係る消費税額の計算

【誤】(1) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等にのみ要するもの 150,122,700

【正】(1) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等にのみ要するもの 150,110,220

P5-26 解答[問]4. 納付すべき消費税額の計算

【誤】(1) 控除対象仕入税額 165,536,826

【正】(1) 控除対象仕入税額 165,524,346

【誤】

当期商品仕入高	1, 235, 300, 000
教育訓練費	<u>880, 000</u>
その他	153, 945, 000
当期材料仕入高	448, 200, 000
労務費	
派遣料4, 950, 000 + その他17, 280, 000	= 22, 230, 000
経費	
機械3, 300, 000 + その他253, 260, 000	= 256, 560, 000
合 計	<u>2, 117, 115, 000</u>
$2, 117, 115, 000 \times \frac{7.8}{110}$	= <u>150, 122, 700</u>

【正】

## イ 適格請求書発行事業者からの課税仕入れ

当期商品仕入高	1, 235, 300, 000
(削除)	
その他	153, 945, 000
当期材料仕入高	448, 200, 000
労務費	
派遣料4, 950, 000 + その他17, 280, 000	= 22, 230, 000
経費	
機械3, 300, 000 + その他253, 260, 000	= 256, 560, 000
合 計	<u>2, 116, 235, 000</u>

$$2, 116, 235, 000 \times \frac{7.8}{110} = 150, 060, 300$$

## ロ 免税事業者からの課税仕入れ

$$\text{教育訓練費 } 880, 000 \times \frac{7.8}{110} \times \frac{80}{100} = 49, 920$$

$$\text{ハ イ+ロ} = 150, 110, 220$$

【誤】個別対応方式 2(1) + 2(3) × 98% = 165, 536, 826【正】個別対応方式 2(1) + 2(3) × 98% = 165, 524, 346

P7-5 3. (3) 計算式

【誤】  $5,460,000 \times \text{みなし仕入率 (小売業) } 80\% = 4,368,000$

【正】  $\underline{77,000,000 \times \frac{7.8}{110} = 5,460,000}$

$5,460,000 \times \text{みなし仕入率 (小売業) } 80\% = 4,368,000$

### 租税法 理解度チェック・過去問チャレンジ 理論編 (EL25030)

P1-2-8 問題2-10

【誤】

条文	益金算入についての条文 … 法人税法 ( イ )
	益金算入額についての条文 … 法人税法 ( ロ )

【正】

条文	益金算入についての条文 … 法人税法 ( イ )
	<u>(削除)</u>

P1-2-9 解答2-10

【誤】

取扱い	① <u>無償による資産の譲受け</u> ② 益金の額 ③ 損金の額
条文	イ 22条2項 <u>ロ 22条の2第4項</u>

【正】

取扱い	① <u>無償による資産の譲受けその他の取引(で資本等取引以外のもの)</u> ② 益金の額 ③ 損金の額
条文	イ 22条2項 <u>(削除)</u>

P1-2-9 解答2-10 (A社の税務仕訳)

【誤】 (未払金) ×××円 (受贈益) ×××円

法法22②・22の2④

【正】 (未払金) ×××円 (受贈益) ×××円

法法22②

P1-2-9 解答2-10 条文

【誤】 法法22②

法法22の2④

【正】 法法22②

【誤】&lt;判例&gt;

昭和53. 3. 30

大阪高裁

【正】(削除)

【誤】

③	○	損金不算入とされる法人税から除かれるため、 損金の額に算入する。 <input type="checkbox"/> 法人税法22条3項二号（費用の額） <input type="checkbox"/> 法人税法38条1項三号（利子税）
---	---	--

【正】

③	✗	損金不算入とされる法人税から除かれるため、 損金の額に算入する。 <input type="checkbox"/> 法人税法22条3項二号（費用の額） <input type="checkbox"/> 法人税法38条1項三号（利子税）
---	---	--

【誤】

⑨	○	<input type="checkbox"/> 消費税法 <u>9</u> 条1項（輸出免税等）
---	---	---

【正】

⑨	○	<input type="checkbox"/> 消費税法 <u>7</u> 条1項（輸出免税等）
---	---	---

【誤】満期保険の受取人及び死亡保険の受取人はともに\_\_\_\_\_となっているため、

【正】満期保険の受取人及び死亡保険の受取人はともにA社となっているため、【誤】当社が保有するE社株式は非支配目的株式等に該当する【正】E社が保有するB社株式は非支配目的株式等に該当する